

令和 2 年 3 月 13 日
石 川 県
金 沢 地 方 気 象 台

令和 2 年 3 月 13 日 02 時 18 分頃の石川県能登地方の地震に伴う

土砂災害警戒情報基準の暫定的な運用について

令和2年3月13日02時18分頃の石川県能登地方の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった石川県輪島市について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和2年3月13日02時18分頃の石川県能登地方の地震により、石川県輪島市で震度5強を観測しました。

輪島市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、震度5強を観測した輪島市については、通常よりも警戒を高めるため、当分の間、石川県と金沢地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町

輪島市

また、大雨警報(土砂災害)の危険度分布[※]についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html#area=325>

問合せ先：金沢地方気象台 担当 河野・平野

電話 076-260-1462

FAX 076-260-1466


石川県 砂防課 担当 吉元・岡崎

電話 076-225-1751

FAX 076-225-1752

通常基準を暫定的に変更する市町



 通常基準の警報・注意報の基準を8割に引き下げる市町